

生駒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成27年度第1回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年3月7日

生駒市監査委員 藤本勝美

生駒市監査委員 井上圭吾

生駒市監査委員 白本和久

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の期間

平成27年10月8日から平成27年12月25日まで

3 監査の対象

市長公室	市民活動推進課、市民活動推進センターららポート
企画財政部	情報政策課、財政課
市民部	課税課、収税課
福祉部	高齢施策課、障がい福祉課、保護課
こども健康部	こども課（児童館を含む。）、子育て支援総合センター（こどもサポートセンターを含む。）、ひがし保育園
建設部	営繕課
上下水道部	下水道課、竜田川浄化センター
会計課	

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）管理等が、法令等を遵守し、適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の照合・確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、重要物品の管理、契約事務及び現金の取扱事務について、重点的に監査を行うとともに、昨年度に引き続き財務に関する各事務処理の実情が法令、例規等の規定どおりの処理となっているかについて、監査を行った。

5 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

事務処理上さらに改善・検討を要する事項については、その都度該当する各所属長及び担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査の詳細については、別紙資料のとおりである。なお、重要物品に係る監査の結果については、平成27年度定期監査(第2回)の結果と併せて公表する。

市長公室

市民活動推進課

1 監査実施日 平成27年10月19日～10月21日、11月9日

2 監査結果

(1)歳入について

収入処理について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①各自治会等への補助金の支出について

自治振興補助金、地区集会所補助金等補助金の支出について検査したところ、各補助金に係る交付要綱に基づき適正に支出されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

市民活動推進センター ららポート

1 監査実施日 平成27年10月28日～10月29日

2 監査結果

(1)歳入について

コピー、印刷機等使用料の収入事務について確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

企画財政部

情報政策課

1 監査実施日 平成27年10月14日～10月15日

2 監査結果

(1)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

財政課

1 監査実施日 平成27年10月9日

2 監査結果

(1)歳入について

普通交付税交付金、特例交付金等について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、交付決定通知等を確認したところ、適正に収入処理されていた。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②公債費の償還事務について

公債費の償還事務について償還年月日順一覧表等により確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

市民部

課税課

- 1 監査実施日 平成27年11月10日～11月13日
- 2 監査結果

(1) 歳入について

税関係証明発行手数料、課税資料閲覧手数料、ふるさと生駒応援寄附金等の収入事務について、税関係証明交付申請書、課税資料等閲覧申請書、収入伝票、調定伝票、レシート、日計表、歳入整理簿等を3日分抽出し、照合・確認したところ、それぞれ適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

① 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

② その他の支出事務について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他について

① 市税の賦課及び減免事務について

市民税、軽自動車税等の減免事務について、減免申請書等を照合・確認したところ、それぞれ条例、規則、減免取扱要綱等を遵守し適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

② 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③ 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

収税課

- 1 監査実施日 平成27年11月10日～11月13日
- 2 監査結果

(1) 歳入について

① 現金等徴収事務について

領収証書、納付（納入）受託証書、証券取立代金手続控等について照合・確認したところ適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

② 滞納整理事務について

滞納整理業務について、歳入整理簿、調定伝票、不納欠損処理に係る起案書等を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

① 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

② その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他について

① 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

② 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

福祉部

高齢施策課

1 監査実施日 平成27年12月16日～12月18日

2 監査結果

(1) 歳入について

① 施設使用料の収入事務について

RAKU-RAKUはうす使用料、金鷲の杜倭苑使用料等について、歳入整理簿、収入伝票、調定伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

① 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

② 補助金等の交付について

社会福祉協議会運営補助金、民生・児童委員活動費交付金等の交付事務について、関係書類等を確認したところ、それぞれ交付要綱等を遵守し適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③ 扶助費の支出について

養護老人ホーム保護措置費、高齢者交通費助成金等の支出について、関係書類等を照合・確認したところ、それぞれ法、規則等を遵守し適正に処理されている。

なお、高齢者交通費助成事業について、タクシー乗車券を含む交通利用券を交付しているが、タクシー乗車券には利用期限を設定していないこと等により、交付した年度の翌年度以降に交

通利用券を利用できる。翌年度以降の利用の場合、本事業の経費を支出する年度が翌年度以降となり、会計年度独立の原則に反し、利用実態が分かりづらい状況にあった。今後は、会計年度独立の原則の趣旨に留意し、事業を実施されたい。

④その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

障がい福祉課

1 監査実施日 平成27年11月17日～11月20日、12月4日

2 監査結果

(1)歳入について

収入処理について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等を確認したところ、おおむね適正に処理されていた。しかし、アコールいこまもやい館に係る賃貸料の平成26年度分について、平成26年度中に収入すべきところ、担当者が調定を失念していたこと等により、収入が平成27年6月に遅れていた。また、歳入科目を諸収入としていたが、財産収入とする方がより適切であった。今後は、再発防止に向けてチェック体制を強化する等の取組みを徹底されたい。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②扶助費の支出について

障害児福祉手当、精神障がい者医療費助成金等の支出について、関係書類等を照合・確認したところ、それぞれ法、規則等を遵守し適正に処理されている。

なお、障がい者交通費助成事業について、タクシー乗車券を含む通利用券を交付しているが、タクシー乗車券には利用期限を設定していないこと等により、交付した年度の翌年度以降に通利用券を利用できる。翌年度以降の利用の場合、本事業の経費を支出する年度が翌年度以降となり、会計年度独立の原則に反し、利用実態が分かりづらい状況にあった。今後は、会計年度独立の原則の趣旨に留意し、事業を実施されたい。

③その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

保護課

1 監査実施日 平成27年11月25日～11月26日

2 監査結果

(1)歳入について

①生活保護費返還金の収入事務について

生活保護法第63条の規定に基づく返還金及び同法第78条に基づく徴収金の収入事務について、歳入整理簿、収入伝票、調定伝票、返還金収納状況明細書等を照合・確認したところ、適正に行われており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

① 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

② 補助金、助成金等の交付について

臨時福祉給付金の交付事務について、関係書類を確認したところ、交付要綱等を遵守し適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

① 現金の取扱いについて

窓口給付用及び行旅人移送費用の現金の管理について、保管及び管理状況を確認したところ、適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

② 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

こども健康部

こども課（児童館を含む。）

1 監査実施日 平成27年11月2日～11月6日

2 監査結果

(1) 歳入について

収入処理について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等を確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

保育料の未納分については、児童手当から特別徴収を実施すること等により収入未済額を減少させることができているが、不納欠損等の手続きの公正性を保つため、必要な記録を残すなど今後とも適正に処理を行われたい。

(2) 歳出について

① 契約事務について

支出負担行為伺書、入札関係書類、契約書、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

② 補助金、助成金等の交付について

私立保育所等運営費補助金、私立保育所等施設設備整備費補助金、子育て世帯臨時特例給付金等の交付事務について、関係書類等を確認したところ、それぞれ交付要綱等を遵守し適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③扶助費の支出について

児童手当、児童扶養手当等の支出について、関係書類等を照合・確認したところ、それぞれ法、規則等を遵守し適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

④その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

子育て支援総合センター（こどもサポートセンターを含む。）

1 監査実施日 平成27年12月15日

2 監査結果

(1)歳入について

収入処理について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①物品売払い事務について

テキスト等物品の売払いについて、受払簿、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、条例、規則等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ひがし保育園

1 監査実施日 平成27年10月30日

2 監査結果

(1)歳入について

延長保育料及び給食費等の収入について、歳入整理簿、納付書兼領収書、月別延長保育料徴収状況表、保育時間延長申込書、預金通帳、金銭出納帳等を照合・確認したところ、規則等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①郵券の取扱いについて

郵券の管理について、受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われていると認められた。

②備品の管理について

備品について、管理状況を確認したところ、適正に行われていると認められた。

建設部

営繕課

1 監査実施日 平成27年11月30日～12月1日

2 監査結果

(1)歳入について

市営住宅使用料及び再開発住宅使用料等の収入事務について、収入申告書及び添付書類（所得証明書、非課税証明書等）、調定伝票、収入伝票、家賃・駐車場収納管理簿等を確認したところ、法、条例等を遵守し適正に処理されており、指摘すべき事項はみられなかった。

市営住宅使用料及び再開発住宅使用料に係る減免について、家賃減免申請書及び添付書類等を検査・確認したところ、条例、規則及び取扱要綱に基づき処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

上下水道部

下水道課

1 監査実施日 平成27年12月21日～12月25日

2 監査結果

(1)歳入について

①下水道事業受益者負担金等に係る賦課業務、収納業務及び滞納整理業務について

調定伝票、収入伝票、納付書、下水道事業受益者申告書、減免・徴収猶予申請書等を確認したところ、法、条例、規則等に基づき、適正に処理されていた。

受益者負担金の滞納分については、督促、催告等を適切に行い、収納に努められているが、受益者の公平を確保するため、今後とも適正に処理を行われたい。

②下水道使用料の収納事務について

上下水道使用料収入報告書、調定伝票、調定明細書等を確認したところ、法及び条例に基づき適正に処理されていた。

③その他の収納事務について

排水設備指定工事店指定手数料、排水設備工事責任技術者登録手数料、雑入(コピー代)、契約保証金等の収入について、調定伝票、収入伝票等を確認したところ、適正に収理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為何書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②補助金の支出事務について

浄化槽設置整備事業補助金、宅地内汚水ポンプ設備維持管理補助金等に係る交付事務について確認したところ、それぞれ交付要綱、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③その他の支出事務について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

竜田川浄化センター

1 監査実施日 平成27年12月3日

2 監査結果

(1)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

会計課

1 監査実施日 平成27年10月8日

2 監査結果

(1)歳入について

積立基金利子及び歳計現金預金利子の収入処理について、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①小切手の発行について

小切手発行原符及び小切手案内簿を照合・確認したところ、適正に処理されていた。

②窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

③現金を直接収納する場合の取扱いについて

生駒市会計規則第13条第1項では、現金を直接収納したときは、領収書を納付者に交付し、納付書にその現金を添え、翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならないと規定されている。

ところが、市庁舎以外の施設においては、指定金融機関等が併設されていない等の事情により、庁外施設の出納員又は分任出納員等がおおむね一週間に一度、指定金融機関等にまとめて払い込んでいる。これは会計規則と乖離した取扱事務である。については、より効率的な現金の取扱事務とするため、実情に応じた会計規則となるよう会計規則の改正を検討されたい。